定額減税額等の記載について

令和6年中の給与に対する年末調整を行った場合は、給与支払報告書並びに源泉徴収票の「（摘要）」欄に定額減税額等に関する以下の内容を記載する必要がありますので、記載漏れがないようご注意をお願いします。
記載が漏れていた場合、正しい住民税額が計算できないことになります。

【記載いただく内容】

① 年末調整において計算された所得税額から実際に控除した減税額
※注意※月次で差し引きした減税額の合計ではなく年末調整で控除した金額を記載

② 年末調整において計算された所得税額から控除しきれなかった金額

③ ＜該当の場合のみ記載＞
合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者

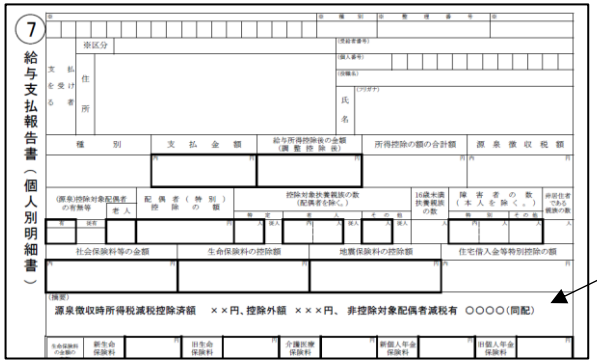

「（摘要）」欄に定額減税に関する内容を記載してください。

主な書き方の例については裏面を確認してください ➡

【その他注意点等】
・「（摘要）」欄への記載については、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないよう留意してください。

・令和6年6月1日以降の退職・国外転出・死亡等で、年末調整を行った方については定額減税の記載を行ってください。

・退職や死亡等で年末調整を行っていない方や、給与収入が2,000万円を超えるなどの理由で年末調整の対象とならなかった方については、「（摘要）」欄に定額減税の記載は必要ありません。
「源泉徴収税額」の欄に月次の減税額を控除した後の源泉徴収金額の合計金額を記載してください。
年末調整を行っていない方（再就職先で年末調整をされた方を除く）や年末調整の対象とならなかった方は、確定申告で最終的な定額減税との精算を行うこととなります。

主な記載例

【1】 年末調整をされた方

① 年末調整において計算された所得税額から実際に控除した減税額

② 年末調整において計算された所得税額から控除しきれなかった金額

（摘要）
源泉徴収時所得税減税控除済額　××円 、 控除外額　×××円

【2】 合計所得が1,000万円を超える居住者で同一生計配偶者を減税額の計算に含めた場合

① 年末調整において計算された所得税額から実際に控除した減税額

② 年末調整において計算された所得税額から控除しきれなかった金額

（摘要）
源泉徴収時所得税減税控除済額　××円 、 控除外額　×××円
非控除対象配偶者減税有　○○○○＜配偶者の氏名＞（同配）

③ 減税額の計算に含めた同一生計配偶者の氏名と（同配）を記載

【3】 源泉徴収税額が発生しなかった（0円となった）方

① 0円を記載

② 控除されなかった定額減税額を記載

（摘要）
源泉徴収時所得税減税控除済額　0円 、 控除外額　×××円

【4】 合計所得金額が1,805万円を超え定額減税の対象外となる方

① 0円を記載

② 0円を記載

（摘要）
源泉徴収時所得税減税控除済額　0円 、 控除外額　0円